

令和6年度

第1回 外国人技能実習機構評議員会 次第

1 日 時 令和6年6月26日（水）午前9時30分～11時00分

2 場 所 産業貿易センター浜松町館 4階第2会議室

3 会議次第

（1）開 会

（2）理事長挨拶

（3）議 事

① 令和5年度の事業実績

② 令和6年度の事業計画

③ 質疑応答

4 閉 会

[配布資料]

資料1 外国人技能実習機構評議員名簿

資料2 令和5年度の事業実績について

資料3 令和6年度の事業計画について

資料4 外国人技能実習機構評議員会運営規程（平成30年2月6日規程第54号）

資料5 外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

資料6 令和5年度 第2回 外国人技能実習機構評議員会 議事要旨

資料7 技能実習制度運用要領の改正ポイント

外国人技能実習機構評議員名簿

令和 6 年 6 月 26 日現在

【学識経験者】

上林 千恵子 法政大学名誉教授

○多賀谷 一照 千葉大学名誉教授

野 村 修 也 中央大学法科大学院教授・弁護士

【労働者代表】

川 野 英 樹 J A M副書記長

奈 良 統 一 全国建設労働組合総連合書記次長

村 上 陽 子 日本労働組合総連合会副事務局長

【使用者代表】

大 下 英 和 日本商工会議所産業政策第二部長

佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会事務局次長

堀 内 保 潔 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長

(五十音順)

※○は議長

令和 5 年度の事業実績について

外国人技能実習機構

令和 6 年 6 月 2 6 日



1. 適正な業務運営の確保

1. 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応

- 業務進捗状況の定期的な情報共有を踏まえた業務改善（理事会、幹部ミーティング）

2. 内部統制システムの整備

- 「運営基本理念」の浸透による統制環境の確保
- リスク管理委員会で定めた機構全体の優先対応リスク（個人情報の漏えい、交通事故の発生等）への評価と対応、監査室によるモニタリング等の実施
- 全職員を対象にコンプライアンスの徹底を図るため、職員研修、個人情報保護チェックリストを活用した自己点検の実施

3. 情報提供及び広報の実施

- 外部機関等からの講師派遣依頼への対応を通じた積極的な周知・啓発
- 監理団体向け情報発信サービスやSNSの活用
- 帰国後技能実習生フォローアップ調査の公表等のほか、制度に係る幅広い情報を発信
- 機構が行う各種業務に係る業務統計、事業報告書及び実施状況報告書をホームページに掲載
- 能登半島地震関連の特設ページを設け、必要な情報を掲載

4. 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

- 情報セキュリティ対策教育教材、個人情報の漏えい防止マニュアル及び個人情報保護チェックリストを活用し、全職員向け研修を実施
- 不正アクセスに関する再発防止対策を実施

2. 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

- 送出国機関の不適切事案に関する送出国政府への通報の実施（67機関）
【通報例】 高額な手数料徴収、違約金契約等
- 定期協議を6回開催（ベトナム※、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ネパールの5か国）
※ベトナムは2回開催
- 「外国の送出国機関を選ぶ際のポイント」のホームページ公開及び送出国政府への情報共有

3. 送出国機関等における違法な契約に係る部門横断的な取組

- 監理団体、実習実施者及び送出国機関における技能実習生をめぐる違法な契約が指摘されていることを踏まえ、部門を横断した取組を実施
- 不適切な契約を確認した際には、機構内で情報共有するとともに、監理団体等への実地検査、送出国政府への通報、母国語相談又は技能実習継続のための支援等を実施

4. 技能実習計画の認定に関する事項

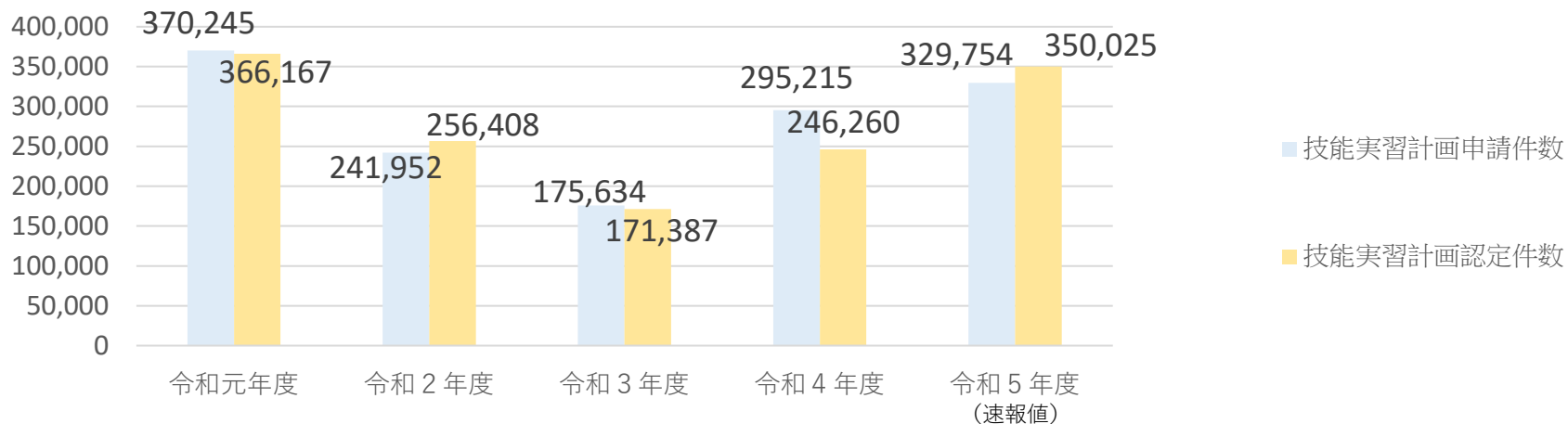
1. 適正な認定業務の実施に向けた取組

- 申請手続について十分な事前説明の実施（ホームページ、窓口、外部講習機関が開催する講習等）
- 法令に基づく認定基準等の要件に照らした厳正な事実確認の実施及び蓄積された審査事例や
実地検査結果等を踏まえた審査の適正・効率化の推進
- 技能実習計画に盛り込まれる講習、実習内容、待遇、指導体制等について、技能実習の目標を
確実に達成することができるものとなるよう調査・指導の実施
- 過去に不正行為の認定や行政処分等を受けた者が新たに技能実習を開始する場合の綿密な調査・
指導の実施

2. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

- 地方事務所・支所認定課研修（総論・介護職種）、地方事務所に対する業務指導の実施

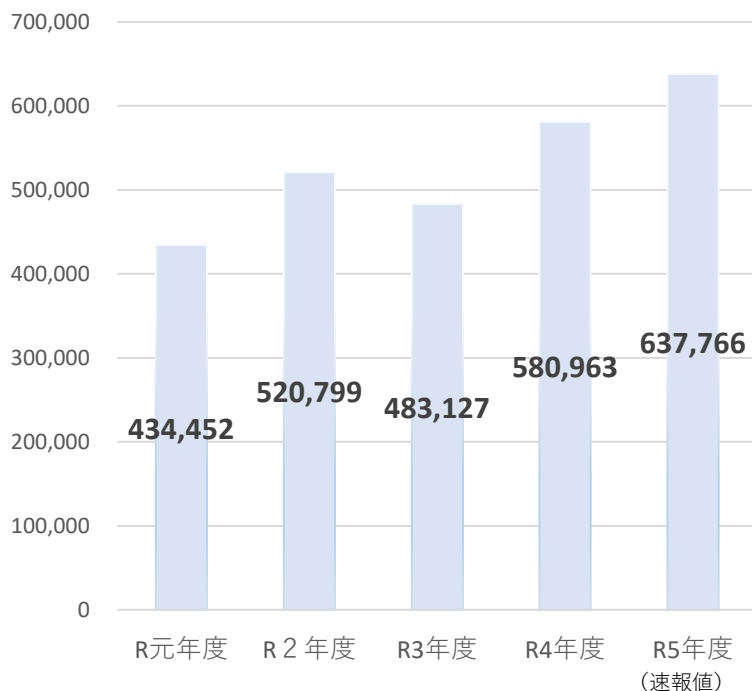
技能実習計画申請・認定件数



5. 実習実施者からの各種届出の受理及び対応

- 実習実施者届出（実習実施者が技能実習を開始した場合）
- 技能実習計画軽微変更届出（技能実習の計画に軽微な変更があった場合）
- 技能実習実施困難時届出
 - ・ 強制帰国が疑われるなどの場合、速やかに地方事務所指導課及び援助課に情報を共有
 - ・ 行方不明事案は速やかに地方事務所指導課と情報を共有
 - ・ 死亡事案は地方事務所指導課のほか、本部を通して主務省庁にも速やかに情報を共有

技能実習計画軽微変更届出受理件数



技能実習実施困難時届出件数
(事由別 団体監理型)

令和5年度
(速報値)

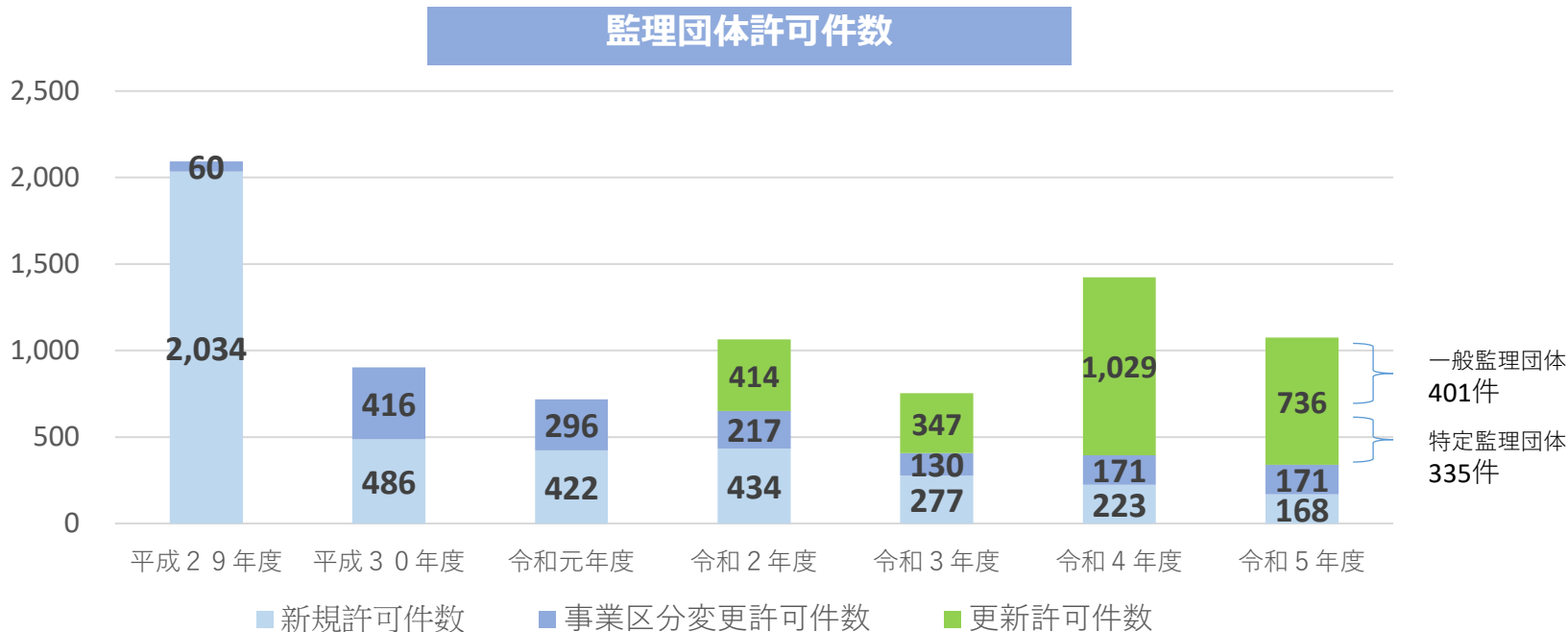
団体 監理 型	事由		件数
	監理団体 都合		121
		許可取消	29
		監理事業の廃止	3
		その他	89
	実施者 都合		3,222
		認定取消	141
		経営・事業上の理由	2,326
		その他	755
	実習生 都合		33,239
		病気・怪我	3,352
		実習意欲の喪失・ホームシック	5,621
		本国の家族都合	6,918
		行方不明	8,211
その他		9,137	
合計		36,582	

6. 監理団体からの申請・届出等に係る審査に関する事項

- 監理団体の許可に係る申請書の記入方法等をホームページで周知
- 更新申請に関しては、許可期限を見据えた進行管理の実施
- 新規申請に関しては、定期的に進捗状況の確認や問題点の洗い出しを実施

過去6年度の監理団体数の推移（参考）

- 平成29年度から令和5年度までの監理団体数は以下のとおり推移しており、一貫して増加している。
 平成29年度：2,051団体 平成30年度：2,422団体 令和元年度：2,839団体 令和2年度：3,277団体
 令和3年度：3,505団体 令和4年度：3,632団体 令和5年度：3,718団体



7. 監理団体及び実習実施者に対する指導監督等

1. 年間検査方針の策定

- 本部においては、全国的な課題を把握・整理し、実地検査の検査方針を策定
- 地方事務所等においては、年間検査方針等に基づき、年間検査計画及び月間検査計画を策定

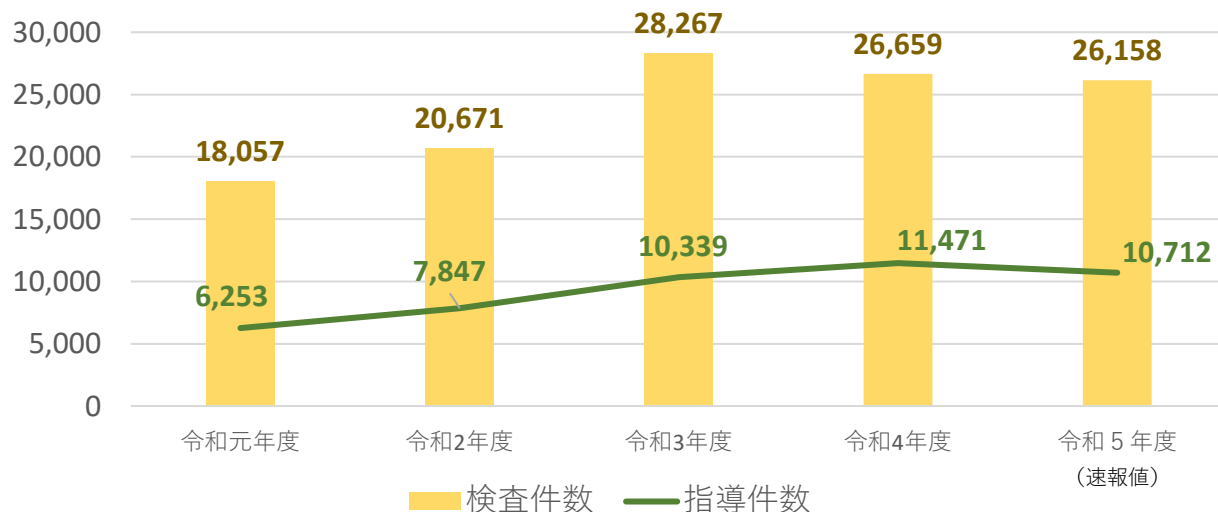
2. 指導監督の実効性の確保

- 実地検査時において、技能実習法に基づく実習実施者等の設備や帳簿書類等の検査
- 実地検査時において、技能実習生と面談する機会の確保（実施状況等の確認）
その際、通訳人の活用や携帯型翻訳機器の配備等により、的確かつ円滑に実施
- 関係行政機関と連携し、相互通報制度の運用及び合同検査の実施

3. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

- 指導監督担当職員に各種研修を実施
（新任職員向け動画視聴、新任指導課長研修、専門契約職員初級研修、指導課職員研修（中級））

実地検査の状況



※ 参考

【行政処分等の状況（令和5年度）】

- 実習実施者
実習認定取消 120者・1,403計画
改善命令 0者
- 監理団体
許可取消 5団体
改善命令 5団体

8. 技能実習生の保護

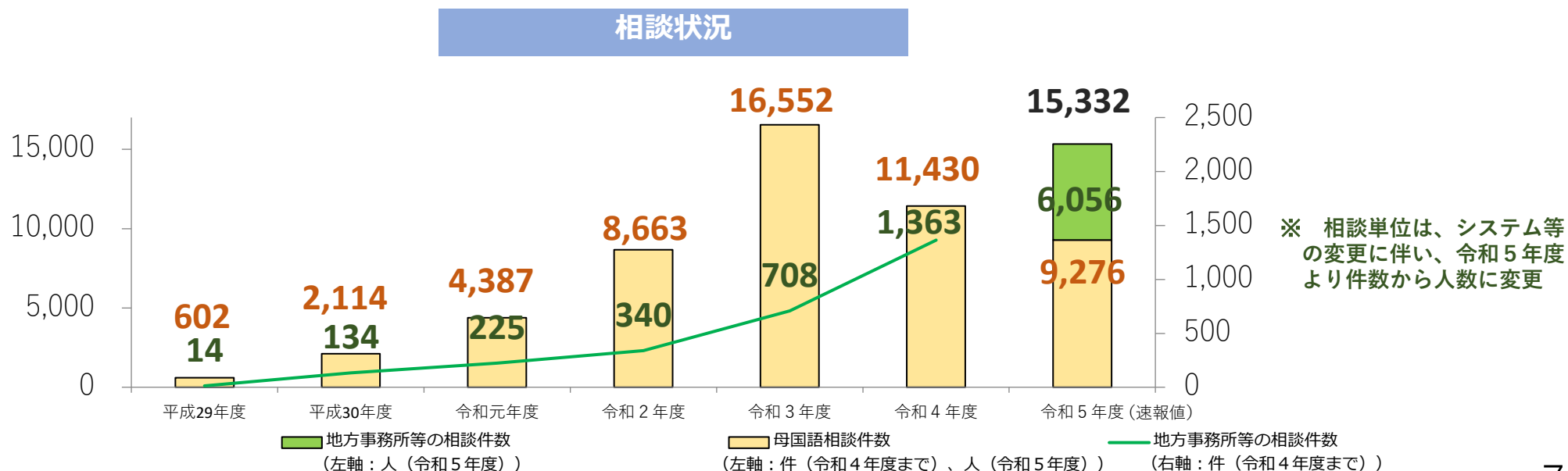
1. 技能実習生からの通報・申告、母国語での相談対応等

- 技能実習生が母国語で通報・申告又は相談できるよう、母国語相談を実施
- 地方事務所等に委嘱通訳人を配置し、不安を抱える技能実習生への積極的な相談等を実施
- ホームページ、技能実習生手帳、技能実習生手帳アプリ、名刺型リーフレットを活用した必要な情報の周知
- 申告事案の適正受理と受理後の指導課への情報提供

令和5年度の母国語相談・地方事務所等の主な相談内容別内訳（参考）

- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 5,659件（23.7%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 3,205件（13.4%）
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,195件（13.4%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 3,034件（12.7%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 1,974件（8.3%）

※一件につき複数の相談内容を計上しているため、下図の相談件数とは一致しない。



8. 技能実習生の保護（続き）

2. 技能実習継続のための支援

- 技能実習生への実習先変更支援（実習実施者等への指導や助言、実習先変更支援サイトを活用した情報提供、個別の実習先変更支援）
- 宿泊支援の実施
 - 宿泊支援協定締結対象施設 393か所（令和6年3月末現在）

3. 第3号技能実習への移行希望者への支援

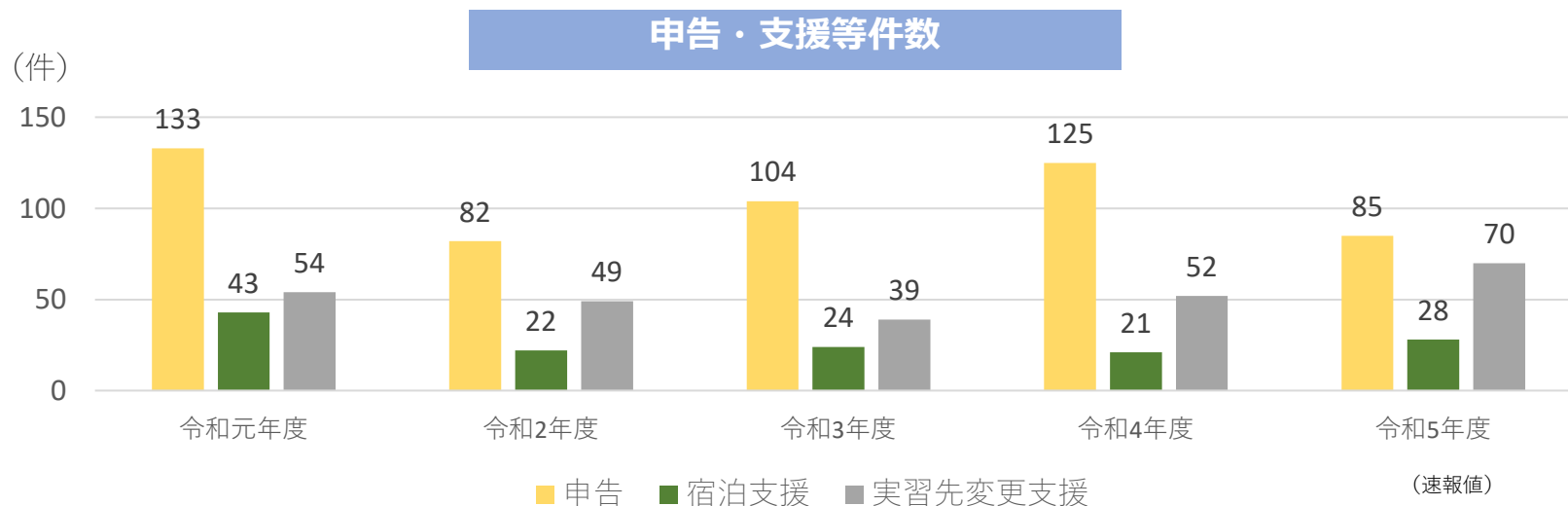
- 実習先変更支援サイトにおいて、受入れを希望する監理団体の情報を掲載
 - 実習先変更支援サイトに掲載している受入れ希望の監理団体の情報 11,049件（令和6年3月末現在）

4. 技能実習生手帳の改訂・配布及びアプリの活用

- 技能実習生手帳を入国時に配布 9言語、約22万部（令和5年度）
- 技能実習生手帳アプリの周知

5. 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

- 相談等への対応、技能実習継続のための支援等に関する研修の実施

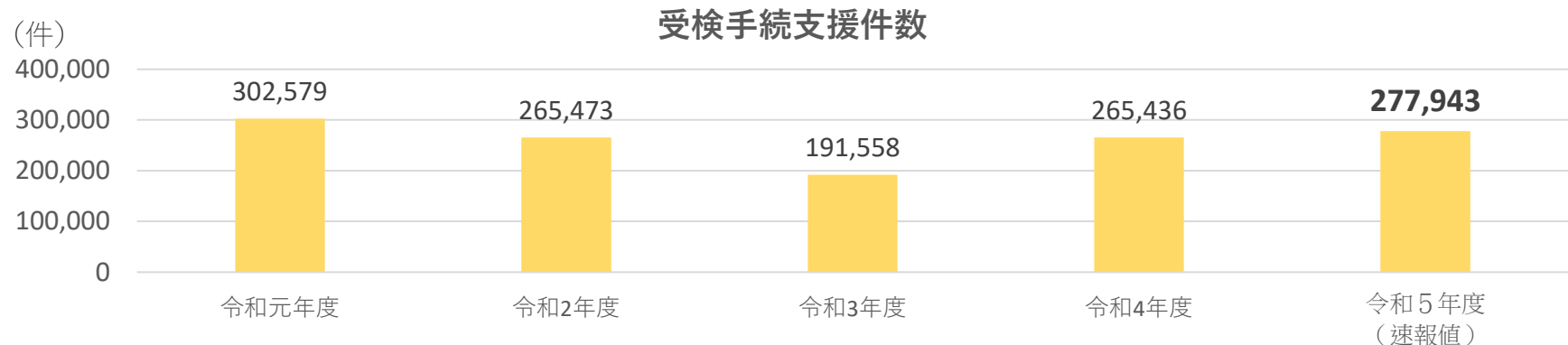


9. 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

- 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業界団体等に対し、必要な要件の説明
- 職種・作業の追加に向けた具体的な作業についての指導、助言
- 移行対象職種・作業（令和6年3月31日現在）： 90職種 165作業

10. 技能検定試験等の受検のための手続の支援

- 監理団体等から申請のあった受検者情報の確認（在留期限や受検希望期間等）、試験実施機関への取次ぎにより、技能実習生の確実かつ適切な時期の受検のための手続の支援
- 試験実施機関との連携及び監理団体等への早期受検申請を促すリーフレットの配布



11. 技能実習生の日本語学習のための環境整備

- 日本語教育教材（漁業関係職種）の開発
- 日本語教育アプリ（繊維・衣服関係職種）のコンテンツ追加
- 日本語教育アプリの周知のための取組

12. 労働安全衛生に係る指導

- 実地検査時に労働安全衛生法違反が疑われた事案は改善指導の上、所轄労働基準監督署と情報共有
- 労働災害を理由として技能実習の実施が困難となった事案については、全数実地検査を実施
- 安全衛生マニュアル（建設関係等4職種）の内容及び技能実習生との適切なコミュニケーション方法に関するセミナー動画をSNSにて公開
- 監理団体向けに監査時の安全衛生チェックリスト（建設関係等4職種）を作成し、機構ウェブサイトにて公開

13. 技能実習に関する調査及び公表

- フォローアップ調査、支援実態等調査、取組事例調査の分析・周知
- 機構が行う各種業務について、業務統計の精査・取りまとめ、公表
- 事業報告書及び実施状況報告書について、データを精査・取りまとめ、ホームページに掲載

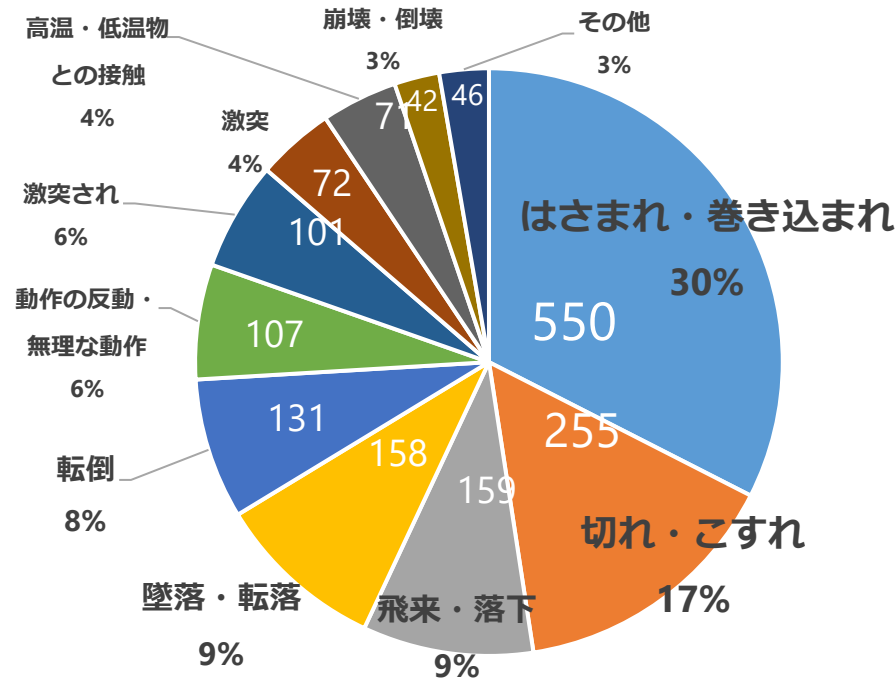
14. 関係機関との連携

- 本部において、中央協議会、各種事業協議会への出席を通じ、主務省庁及び関係行政機関との密接な連携を推進
- 各地域において開催される地域協議会に地方事務所・支所が参加し、出席者である国の第一線機関や地方公共団体との意見交換等を実施

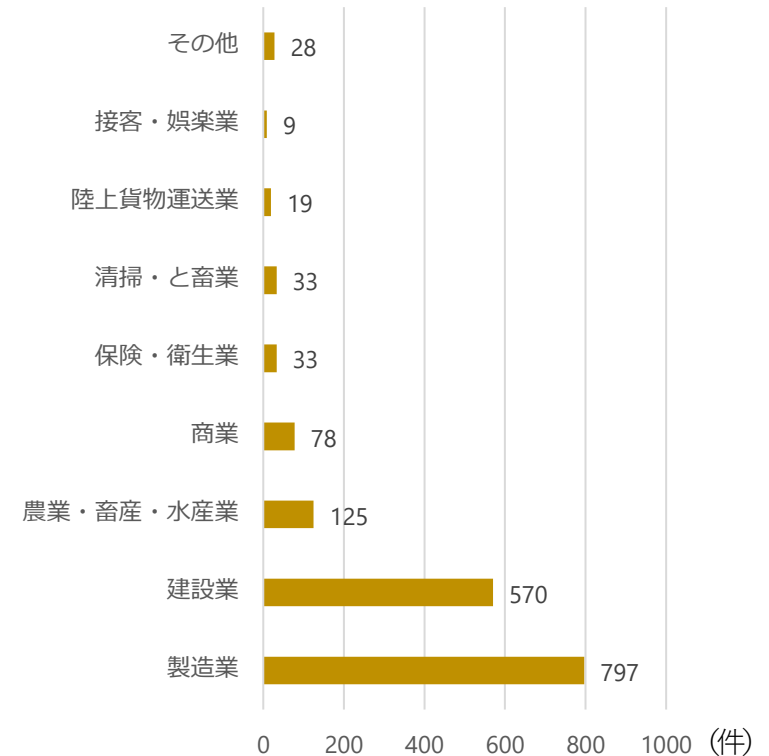
技能実習生の労働災害（令和5年 休業4日以上）【参考資料1】

合計1,692件

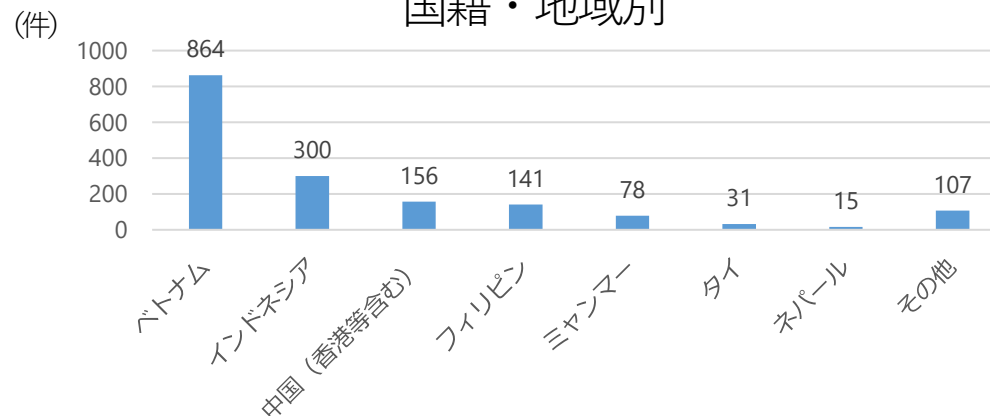
事故の型別



業種別



国籍・地域別



（データ出典元：厚生労働省HP）

令和 5 年度 外国人技能実習機構 各地区地域協議会開催状況

地区	主催労働局	地方事務所・支所	開催日	議題
北海道	北海道局	札幌事務所	令和 5 年 7 月 27 日（木）	（１）技能実習法に係る北海道地区地域協議会の設置について （２）東北地区における技能実習制度の現状、課題等 について （３）令和 5 年度における技能実習制度適正化のための取組について （４）技能実習制度及び技能実習法に係る北海道地区地域協議会に対する労働団体の意見について
東北	宮城局	仙台事務所	令和 5 年 7 月 5 日（水）	（１）技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱の改正 （２）東北地区における技能実習制度の現状、課題等 （３）令和 5 年度における技能実習制度の適正化のための取組方針
関東	東京局	東京事務所 水戸支所 長野支所	令和 5 年 6 月 28 日（水）	（１）地域の労使団体等の意見陳述 （２）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る関東地区地域協議会の設置要綱の改正 （３）関東地区における技能実習制度の現状、課題等について （４） 令和 5 年度における技能実習制度適正化のための取組方針
中部	愛知局	名古屋事務所 富山支所	令和 5 年 6 月 30 日（金）	（１）労使団体からの意見陳述 （２）中部地区における技能実習制度の現状、課題等について （３）令和 5 年度における技能実習制度適正化のための取組方針について
関西	大阪局	大阪事務所	令和 5 年 6 月 9 日（金）	（１）関西地区における技能実習制度の現状、課題等について （２）令和 5 年度における技能実習制度適正化のために取り組むべき課題について
中国	広島局	広島事務所	令和 5 年 7 月 12 日（水）	（１）技能実習法に係る中国地区地域協議会の設置要綱の改正 （２）中国地区における技能実習制度の現状、課題及び連携事例等 （３）資料説明（広島労働局・広島出入国在留管理局・外国人技能実習機構広島事務所） （４）中国地区における「令和 5 年度における技能実習制度の適正化のための取組方針(案)」
四国	香川局	高松事務所 松山支所	令和 5 年 6 月 27 日（火）	（１）四国地区地域協議会の設置要綱の一部改正について （２）労使団体等からの意見提出について （３）本年度に労使団体等から寄せられた意見について （４）四国地区における技能実習制度の現状、課題等について （５）令和 5 年度における技能実習制度の適正化のための取組方針について
九州・沖縄	福岡局	福岡事務所 熊本支所	令和 5 年 6 月 16 日（金）	（１）労使団体等の意見陳述 （２）技能実習法に係る九州・沖縄地域協議会の設置要綱 （３）九州・沖縄地域における技能実習制度の現状、課題等 （４）令和 5 年度九州・沖縄地域における技能実習制度の適正化のための取組方針

※全地区において公益財団法人国際人材協力機構、東北・中国以外の地区において連合、中部地区において外国人実習生 SNS 相談室から意見書提出がなされている。

令和 6 年度の事業計画について

外国人技能実習機構

令和 6 年 6 月 26 日



1. 適正な業務運営の確保

1. 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応

- 業務進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえた業務改善の実施
- 災害時対応マニュアルの策定及び災害等発生時の当該マニュアルに基づく監理団体の被災状況や技能実習生の状況等の把握

2. 内部統制システムの整備

- 「運営基本理念」の浸透による統制環境の確保
- リスク管理委員会で定めた機構全体の優先対応リスク（個人情報の漏えい、交通事故の発生等）への評価と対応、監査室によるモニタリング等の実施
- 全職員を対象にコンプライアンスの徹底を図るため、職員研修、個人情報保護チェックリストを活用した自己点検の実施

3. 効果的な情報提供及び広報の実施

- 外部機関等からの講師派遣依頼への対応を通じた積極的な周知・啓発
- 監理団体向け情報発信サービスやSNSなど様々なツールを活用した効果的な広報の実施

4. 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

- 職員に対する情報セキュリティ規程・個人情報保護規程の周知徹底
- 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上、その他情報システムに係るリスクコントロールの適切な実施

2. 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

- 定期協議の開催
- 情報共有
- 送出機関の不適切事案に関する通報
(通報後の進捗を把握するとともに、主務省庁と連携し、失踪原因となりうる高額手数料の抑制及び内訳の公表を送出国に要請)
- 来日前の（候補者を含む）技能実習生に向けた情報発信
(送出国政府に対して技能実習制度の概要等の周知を依頼)

3. 送出機関等における違法な契約に係る部門横断的な取組

- 監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生をめぐる違法な契約が指摘されていることを踏まえ、部門を横断した取組を実施
(技能実習計画認定審査時や監理団体許可申請審査時等において不適切な契約が締結されていないかの確認・周知及び不適切事案の情報を入手した場合の各部門への情報共有)

4. 技能実習計画の認定に関する事項

- 申請手続きについて十分な事前説明の実施（HP、窓口、外部講習機関が開催する講習機関等）
- 法令に基づく認定基準等の要件に照らした厳正な事実確認の実施及び蓄積された審査事例や
実地検査結果等を踏まえた適正・効率化の推進
- 技能実習計画に盛り込まれる講習、実習内容、待遇、指導体制等について、技能実習の目標を
確実に達成することができるものとなるよう調査・指導の実施
- 過去に不正行為の認定や行政処分等を受けた者が新たに技能実習を開始する場合の綿密な調査・
指導の実施

5. 実習実施者からの各種届出の受理及び対応

実習実施者に対し、機構への各種届出を適切に提出するよう指導・周知する

- ① 実習実施者届出（実習実施者が技能実習を開始した場合）
- ② 技能実習計画軽微変更届出（技能実習の計画に軽微な変更があった場合）
- ③ 技能実習実施困難時届出
 - ・ 強制帰国が疑われるなどの場合、速やかに地方事務所指導課及び援助課に情報を共有
 - ・ 行方不明事案は速やかに地方事務所指導課と情報を共有
 - ・ 死亡事案は地方事務所指導課のほか、本部を通して主務省庁にも速やかに情報を共有
（技能実習を中止して帰国せざるを得なくなった場合、継続困難になった後も引き続き技能実習
の継続を希望する場合は、それぞれの状況に応じて必要な確認及び援助を行う）

6. 監理団体からの申請・届出等に係る審査に関する事項

1. 申請等に係る適切な取組

- 申請書等の記入方法、必要書類、手数料、留意事項等について、HP等を通じた情報提供
- 相談や問い合わせへの丁寧な対応

2. 的確な進捗管理及び体制整備

- 的確な進捗管理、必要に応じて実地調査や申請者・関係者と面談を実施
- 迅速かつ的確な審査のため、必要な体制整備、疑義がある場合には速やかに主務省に確認を行う

7. 監理団体及び実習実施者に対する指導監督等

1. 年間検査方針の策定

- 本部においては、全国的な課題を把握・整理し、実地検査の検査方針を策定
- 地方事務所等においては、年間検査方針等に基づき、年間検査計画及び月間検査計画を策定

2. 指導監督の実効性の確保

- 実地検査時において、技能実習法に基づく実習実施者等の設備や帳簿書類等の検査
- 実地検査時において、技能実習生と面談する機会の確保（実施状況等の確認）
その際、通訳人の活用や携帯型翻訳機器の配備等により、的確かつ円滑に実施
- 関係行政機関と連携し、相互通報制度の運用及び合同検査の実施

8. 技能実習生の保護

1. 技能実習生からの通報・申告、母国語での相談対応等

- 技能実習生が母国語で通報・申告又は相談できるよう、母国語相談を実施
- 地方事務所等に委嘱通訳人を配置し、不安を抱える技能実習生への積極的な相談等を実施
- HP、技能実習生手帳、技能実習生手帳アプリ、名刺型リーフレット、SNSを活用した必要な情報の周知（地方公共団体、外国人在留支援センター（FRESC）とも連携した情報提供の実施）
- 申告事案の指導監督部門との情報共有と的確な実地検査の実施

2. 技能実習継続のための支援

- 技能実習生への実習先変更支援（実習実施者等への指導や助言、実習先変更支援サイトを活用した情報提供、個別の実習先変更支援）
- 宿泊支援の実施（地方事務所において各都道府県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携）

3. 第3号技能実習への移行希望者への支援

- 実習先変更支援サイトにおいて受入れを希望する監理団体の情報が確認できることを母国語で周知

4. 技能実習生手帳の作成・配布及び技能実習生手帳アプリの活用

- 関係法令など技能実習生が知っておくべき知識等を母国語で理解できる技能実習生手帳を入国時に配布
- 技能実習生手帳アプリによる最新情報の提供、リアルタイム発信

9. 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

- 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業界団体等に対し、必要な要件の説明
- 職種・作業の追加に向けた具体的な作業についての指導、助言

10. 技能検定等の受検のための手続の支援

- 監理団体等から申請のあった受検者情報の確認（在留期限や受検希望期間等）、試験実施機関への取次ぎにより、技能実習生の確実かつ適切な時期の受検のための手続の支援
- 試験実施機関との連携及び監理団体等への早期受検申請を促すリーフレットの配布

11. 技能実習生の日本語学習のための環境整備

- 日本語教育ツールの開発・提供及び周知
(HP掲載などにより実習実施者や監理団体へ周知するほか、在外日本国大使館との協働により送出国政府及び在京大使館に幅広く周知)

12. 労働安全衛生に係る指導・啓発ツール等の活用

- 実地検査時に実習現場における安全管理に不備が認められた場合の確実な指導
- 技能実習生に特有の状況を踏まえた労働安全衛生に係る指導・啓発の適切な実施
- 業種・職種別の安全衛生マニュアル、安全衛生チェックリスト等の有効活用

13. 技能実習に関する調査および公表

- フォローアップ調査、支援実態等調査、取組事例調査の分析・周知
- 機構が行う各種業務について、業務統計の精査・取りまとめ、公表
- 事業報告書及び実施状況報告書について、データを精査・取りまとめ、公表

14. 地域協議会等を通じた関係機関との連携

- 各地域における国の関係機関や地方公共団体等と、技能実習制度の適正化に向けた密接な連携の確保及び強化の推進

外国人技能実習機構評議員会運営規程

規程第 54 号
平成 30 年 2 月 6 日

(設置)

- 第 1 条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、機構の業務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 87 条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)) の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

- 第 2 条 評議員会は、評議員 15 人以内をもって組織する。

(評議員の任命)

- 第 3 条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(構成)

- 第 4 条 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

(任期)

- 第 5 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(議長)

- 第 6 条 評議員会に議長を置き、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから、評議員の互選により選任する。
- 2 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 3 議長に事故のあるときは、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから議長があらかじめ指名する評議員が、その職務を代理する。

(招集)

第7条 評議員会の会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、会議を招集するときは、あらかじめ付議事項、日時及び場所を評議員に通知するものとする。

(議事)

第8条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 評議員会の議事は、評議員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 評議員は、議長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、前2項の適用については欠席したものとして取り扱う。

(資料の提出等の要求)

第9条 評議員会は、審議のため必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 評議員又は評議員の職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(情報公開)

第11条 評議員会の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 評議員会に関する事務は、総務部企画・広報課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行する。

外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
（評議員会関係部分抜粋）

第三章 外国人技能実習機構

第四節 評議員会

（設置）

第八十二条 機構に、第八十七条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第八十四条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

（評議員の秘密保持義務等）

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

（業務の範囲）

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。

ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

- ニ 第二十四条第一項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事実関係の調査を行うこと。
- ホ 第二十四条第三項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。
- ヘ 第二十九条第四項（第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。
- 二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務
- 三 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務
- 四 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（役員の解任）

第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- 四 職務上の義務違反があるとき。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
(評議員会関係部分抜粋)

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

(理事の任命及び解任の認可申請)

第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴

二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。

三 任命し、又は解任しようとする理由

第二節 評議員会

(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴

二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約

三 任命し、又は解任しようとする理由

○外国人技能実習機構定款（抄）

第5章 評議員会

（設置）

第25条 機構に、機構の業務（法第87条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じ、重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第26条 評議員会は、評議員15人以内をもって組織する。

2 評議員会に議長を置き、評議員のうちから、評議員の互選によってこれを定める。

3 議長は、評議員会の会務を総理する。

4 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておくものとする。

（評議員）

第27条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第28条 理事長は、評議員が第15条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

【参考】

（役員の解任）

第15条 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。

2 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第12条の規定の例により、その役員を解任することができる。

（1）破産手続開始の決定を受けたとき。

（2）禁錮以上の刑に処せられたとき。

（3）心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

（4）職務上の義務違反があるとき。

令和 5 年度 第 2 回 外国人技能実習機構評議員会

- 1 日時 令和 6 年 1 月 24 日（水）10 時 00 分～11 時 30 分
- 2 場所 くるまプラザ会議室（日本自動車会館内）
- 3 出席者 多賀谷評議員（議長）、上林評議員、川野評議員、奈良評議員、村上評議員、大下評議員、佐久間評議員、堀内評議員

4 議事

- (1) 令和 5 年度事業実績（上半期）について
- (2) 質疑応答

5 議事概要

- (1) 令和 5 年度事業実績（上半期）等について、事務局から説明が行われた。
- (2) 評議員からの以下のような意見や質問に対して、事務局から説明が行われた。
 - ・ 令和 6 年能登半島地震において、技能実習生手帳アプリを活用し、プッシュ型の情報発信を行ったかなど、現在の利用状況を伺いたい。
 - ・ 令和 6 年能登半島地震で被災した技能実習生からの主な相談事例について伺いたい。
 - ・ 令和 6 年能登半島地震に際し、技能実習生が帰国してしまうのではないかと不安の声が出ている。引き続き、実習実施者や技能実習生に対する丁寧な相談対応や情報提供をお願いしたい。また、実習が継続できるよう、主務省庁と連携し、一時的な転籍等の柔軟な対応を行っていただきたい。
 - ・ 監理団体及び実習実施者に対する指導件数が増加傾向にある要因について伺いたい。
 - ・ 技能実習生の労働災害の発生率は、特に製造業、建設業及び農業分野で高い。当該分野をはじめ技能実習生に対する安全衛生教育の課題を洗い出し、労働災害の発生率を低減させる取組を適切に実施していただきたい。
 - ・ 実地検査における技能実習生からのヒアリングは、本心を聴き取ることが可能となるような環境で実施されているのか。また、当該ヒアリングで把握した問題から指導に繋がった事例はどの程度あるのか伺いたい。
 - ・ 実習開始から 2 週間後に解雇されたと技能実習生が訴える事案で、その実態を機構が十分に把握、調査しないまま、法律相談窓口を案内されているものがあると聞く。必要な保護が適切になされるよう、そうした事態が発生していることを受け止

めて、改めて技能実習生保護の取組方針等が現場に浸透するよう対応を検討いただきたい。

- ・ 技能実習計画の認定について、年度毎の1件当たり平均処理期間を伺いたい。令和4年春の水際対策緩和直後に新規に入国した技能実習生（10万人超）について、認定申請の処理に時間がかかっていた時期があったものの、現在はそれも解消されていると聞いており、機構の尽力を評価したい。技能実習生の円滑な受入れに向けて、引き続き当該期間の短縮に取り組んでいただきたい。
- ・ 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大について、機構は職種追加の手续や書類作成に関する助言、指導を行っているが、それらの具体的な内容を伺いたい。
- ・ 特定技能外国人は派遣労働者となるケースが多く、労働力が不足する際に当該外国人を派遣するビジネスも既に成立している。新たな制度において、当該外国人も機構の支援対象となると考えられるところ、雇用の不安定化等の派遣労働が抱える問題が当該外国人へ引き継がれるおそれがあることを念頭に置く必要がある。
- ・ 新たな制度への移行に際し、実習実施者や技能実習生の中には、実習の継続に不安を感じている者がいると考えられる。そのような不安を払拭するため、受入れ対象分野等、新たな制度に関する積極的な周知、広報活動を行っていただきたい。
- ・ 新たな制度への移行に際し、各種申請手続等が滞りなく行えるよう機構システムの構築を適切に行っていただきたい。また、優良監理団体等に対する手続の簡素化についてもシステム改修に併せて検討していただきたい。
- ・ 職員の人材育成も含めた人員体制の整備、それに係る予算の確保等、新たな機構がその役割を果たすことができるような体制整備を政府全体として取り組んでいただきたい。
- ・ 前回も申し上げたが、労働災害の発生状況や、地域協議会の開催状況および共有された課題等について、評議員会でも報告いただきたい。
- ・ 評議員会において、統計データに加え、可能な範囲で具体的な事例や内容等についても報告いただきたい。

技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和6年4月11日に改正されましたので、主な改正のポイントをまとめました。

改正ポイントの後に記載している【通し番号】は「「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号で、当機構のホームページに掲載しております（https://www.otit.go.jp/jissyu_unyou/）ので、改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 技能実習計画関係（第4章関係）

- 人手不足等を理由に時間外労働を行わせることは認められないことを明記しました。
【通し番号06】
- 入国前講習についても、入国後講習と同様にオンラインでの実施が可能であることを明記しました。
【通し番号07】
- 技能実習生に待遇又は待遇の変更内容を説明する際は、母国語が併記された重要事項説明書(様式第1-19号)を作成し、できるだけ通訳を付けるなどして技能実習生の言語で内容を詳細に説明し理解を確実に得た上で、実習実施者において保管する必要があることを追記しました。
【通し番号10、18】
- 適切な宿泊施設と認められるためには、建築基準法上の基準を満たす「建築物」であることが必要なことを追記しました。
【通し番号12】
- 参考様式第1-16号に宿泊施設の見取り図を添付する必要があることを追記しました。
当該見取り図において、寝室については、床の間、押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き1人当たり4.5㎡以上を確保していることを明示し、空白部分に計算式を記載する等、面積の算出根拠を示すこと、居住する技能実習生の人数の明記が必要であることを追記しました。
【通し番号12、41、42、46】

- 技能実習計画の変更認定申請において、中断後の再開の場合に申請者の概要書（参考様式第1-1号）の添付が必要であることを追記しました。【通し番号19、20、21】
- 入国後講習期間中に、食費、居住費等の自己負担がある場合、これと同等以上の講習手当が支払われることの確認対象の書類は、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第1-16号）とすることとしました。【通し番号13】
- 技能実習計画の変更について、以下を追記しました。
 - ・ 労働時間に深夜時間帯を含まないものに変更する場合は届出が必要なこと
 - ・ 労働時間に深夜時間帯を含むものに変更する場合は変更認定が必要なこと（技能等の修習得等の観点から深夜労働が必要な理由を説明する書類の添付が必要）【通し番号19】
- 直近の事業年度で債務超過がある場合に提出する、中小企業診断士等の公的資格を有する者が改善の見通しについて評価を行った書類について、過去3年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合に最新の書類の提出が必要であることを追記しました。【通し番号41、42】
- 参考様式第1-14号について、以下の記載欄を追加しました。（労働基準法改正：労働条件明示のルール）
 - ・ 雇用契約の「更新上限の有無」
 - ・ 就業の場所及び従事すべき業務の内容の「変更の範囲」 等【通し番号45】
- 郵送で技能実習計画の認定申請を行う場合、機構に到着した日が申請日となることを追記しました。（第2章に記載）【通し番号03、04、05】

2. 監理団体の許可等に関するもの（第5章関係）

- 優良な監理団体に関する基準の技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制において、「監理責任者以外の職員」を「監理責任者及び指定外部役員以外の役職員」と明記しました。
（参考様式第2-14号関係）

【通し番号27、48】

- 監理事業を適正に行うための事務所の要件について、単に20㎡が確保されているだけでなく、事務機器設置、情報管理、来訪者対応等について適切に対応できるレイアウトが確保されていることが必要であることを追記しました。

【通し番号31】

- 参考様式第2-16号の団体監理型技能実習の取扱職種の範囲を更新しました。【通し番号49】

- 参考様式第4-5号の監理費の種類を更新しました。【通し番号50】

- 郵送で監理団体の許可申請を行う場合、機構に到着した日が申請日となることを追記しました。（第2章に記載）

【通し番号02】

3. 優良な実習実施者及び監理団体の基準関係（第4・5章共通）

- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響で令和2年度又は3年度に受入れができなかった実習実施者に係る特例措置について追記しました。（参考様式第1-24、2-14号関係）

【概要】

当面の間、過去3技能実習事業年度の基礎級程度又は2・3級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができることとしました。

その場合、遡ることができるのは、令和2年度又は3年度に入国した技能実習生がいないために技能検定等の受検実績が出せなかった年度分になります。

（例）令和6年度に申請する場合

原則：令和5、4、3年度分の受検実績を記載

令和5年度の受検実績（令和2年度入国者分）がない場合：令和4、3、2年度分を記載

なお、当該取扱いにより、本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載してもかまいません。【通し番号14、15、26、47、48】